

●香川県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設について、その名称の変更があったので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成22年5月28日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
<u>高松市民病院塩江分 院</u>	略		<u>高松市国民健康保険 塩江病院</u>	略	
略			略		
2 略			2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
<u>社会福祉法人弘善会 特別養護老人ホーム 香色苑</u>	略		<u>社会福祉法人讃岐学 園特別養護老人ホ一 ム香色苑</u>	略	
略			略		
4 身体障害者支援施設			4 身体障害者支援施設		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
<u>香川県障害者支援施 設たまも園</u>	略		<u>香川県身体障害者療 護施設たまも園</u>	略	
略			略		
<u>社会福祉法人朝日園 障害者支援施設朝日 園</u>	略		<u>身体障害者授産施設 朝日園</u>	略	
5 略			5 略		